



# 秋田県公報

## 目次

ページ

公告	
人事行政の運営等の状況の公表（人事課）	1

## 公 告

秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年秋田県条例第七号）第四条第一項の規定に基づき、平成十六年度における人事行政の運営の状況及び秋田県人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

第 1 人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数の状況等

(1) 任免及び職員数の状況

(各年 4 月 1 日現在)

部 門	区 分	職 員 数			対前年増減数	主 な 増 減 理 由
		平成16年	平 成 17 年			
			うち知事部局			
一般行政	総務他	4,421人	4,331人	4,225人	△ 90人	事務の統廃合及び縮小、IT化等
特別行政	教 育	11,023人	10,763人		△260人	児童生徒数の減少等
	警 察	2,296人	2,311人		15人	警察官定員の増員等
公営企業	病 院	429人	428人	5人	△ 1人	
	下水道	37人	37人	37人	0人	
	その他	136人	126人	5人	△ 10人	企業局の組織改革等
合 計		18,342人	17,996人	4,272人	△346人	

※ 職員数は、一般職の職員（地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の人数である。

(2) 定員適正化の取組

知事部局の定員適正化計画

対 象 職 員：知事部局職員（病院及び大学の職員を除く。）

計 画 期 間：平成11年度から平成23年度までの13年間

縮 減 目 標：4,819人（平成10年 4 月 1 日現在）を27%（1,319人）縮減し、3,500人（平成23年 4 月 1 日時点）へ

縮 減 方 法：定年退職者数の補充率を全体で30%程度に抑制し、年間採用者の上限を43人に設定することで、計画的な職員数の縮減を図る。特に平成17年度から平成19年度までの3年間を「重点適正化期間」と位置づけ、職員数縮減の強化を図る。

見直し経緯：当初は平成11年度から平成22年度までの12年間で15%（723人）縮減する計画であったが、社会・経済情勢の変化や地方分権の進展に対応するため、新たな行財政運営体制を構築し、一層のコスト縮減を図る必要があることから、平成16年度に見直しを行い、現行計画とした。

あきた教育新時代創成プログラム（教育委員会）

児童生徒数の減少及び学校の統合等に伴い、教職員定数を平成17年度から平成25年度までの9年間で11,397人（平成16年 4 月 1 日現在）の15%（1,707人）を縮減し、9,690人（平成25年 4 月 1 日時点）とする。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 平均給料月額等

(平成17年 4 月 1 日現在)

区 分	平均給料月額	平均諸手当月額	平均給与月額	平均年齢
行 政 職	355,599円	68,458円	424,057円	42歳 6 月
警 察 職	370,727円	117,579円	488,306円	42歳 5 月
教 育 職（高等学校等）	387,562円	50,802円	438,364円	41歳 4 月
教 育 職（小・中学校）	398,742円	46,114円	444,856円	42歳 6 月
技能労務職	336,627円	42,705円	379,332円	46歳11月

(2) 初任給の状況及び経験年数別の平均給料月額

(平成17年 4 月 1 日現在)

区 分	初 任 給	採用 2 年後の給料月額	経験年数別平均給料月額			
			10 年	15 年	20 年	
行政職	大学卒	170,700円	184,400円	283,413円	354,053円	393,061円
	高校卒	138,800円	148,500円	221,876円	281,890円	335,835円
警察職	大学卒	195,600円	226,900円	297,642円	345,788円	398,321円
	高校卒	156,700円	177,400円	250,922円	305,844円	356,160円
教育職（高等学校等）	大学卒	191,100円	205,000円	325,940円	374,867円	411,880円
教育職（小・中学校）	大学卒	191,100円	205,000円	327,944円	374,774円	407,749円
	短大卒	162,900円	180,200円	—	355,654円	389,792円

(3) 行政職の級別職員数の状況

(平成17年 4月 1日現在)

区分	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的職務内容	部長	次長	課長	課長	主幹・副主幹	副主幹	主査	主査・主任	主事・技師	主事・技師	主事・技師	
職員数	12人	51人	78人	424人	1,307人	787人	217人	589人	877人	185人	82人	4,609人
構成比	0.3%	1.1%	1.7%	9.2%	28.4%	17.1%	4.7%	12.8%	19.0%	4.0%	1.8%	

※ 県には10種類16表の給料表があるが、そのうちの行政職給料表の状況である。

(4) 昇給期間短縮の状況

(平成16年度)

区 分	行 政 職	警 察 職	教育職 (高等学校等)	教育職 (小・中学校)
職 員 数	4,686人	1,902人	3,061人	6,300人
昇給期間短縮職員数	792人	276人	402人	911人
比 率	16.9%	14.5%	13.1%	14.5%

(5) 諸手当の状況

ア 期末手当及び勤勉手当

(平成16年度)

区 分		期 末 手 当	勤 勉 手 当
支 給 割 合	6月支給	1.4月分	0.7月分
	12月支給	1.6月分	0.7月分
	合 計	3.0月分	1.4月分
1人あたり平均支給額	行 政 職		1,742,992円
	警 察 職		1,832,528円
	教 育 職		1,876,504円
加 算 措 置 の 状 況		職務の級に応じて5%~20%の加算を行う。	

イ 退職手当

(平成16年度)

区 分	支 給 割 合	
	自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年
勤 続 20 年	21月分	27.3月分
勤 続 25 年	33.75月分	42.12月分
勤 続 35 年	47.5月分	59.28月分
最 高 限 度	59.28月分	59.28月分
職 種 別 平 均 支 給 額		
行 政 職	24,071千円	
警 察 職	23,776千円	
教 育 職	26,639千円	

ウ 時間外勤務手当

(平成16年度)

支 給 総 額	21億4,574万円
支給対象職員1人あたり支給年額	327,144円

エ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される。

30種類の手当があり、そのうち支給額・支給人数の多い手当は警察職員手当、教育業務連絡指導手当、夜間看護等手当等である。

(平成16年度)

支 給 総 額	685,069千円
支給職員1人あたり平均支給年額	104,783円
職員全体に占める手当支給職員の割合	37.6%

オ その他の主な手当

(平成17年 4月 1日現在)

手当名	内 容	区 分	支 給 額
扶 養 手 当	扶養親族（他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者をいう。以下同じ。）のある職員に支給	配偶者	月額13,500円
		その他 2人目まで	月額6,000円
		扶養手当の支給対象とならない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人	月額6,500円
		配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	月額11,000円
		3人目から	月額5,000円
		満16歳となる年度の初日（4月1日）から満22歳となる年度の末日（3月31日）までの子	1人当たり月額5,000円を追加
住 居 手 当	借家又は借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員に対して支給	借家	最高 月額27,000円
		自家	月額3,000円
通 勤 手 当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用する職員又は自動車等を使用する職員に対して支給	交通機関利用	最高 月額55,000円
		自動車等利用	最高 月額38,100円
寒冷地手当	11月から3月までにおいて秋田県及び北海道に在勤する職員に支給	秋田県内に勤務する職員	扶養親族の数などに応じて年額36,800円～130,200円
		北海道に勤務する職員	扶養親族の数などに応じて年額44,000円～165,300円

(6) 勤務時間の状況

勤 務 時 間	休 憩 時 間	休 息 時 間
午前8時30分から 午後5時15分まで	正午から 午後0時45分まで	午前11時から11時15分まで及び 午後3時から3時15分まで

※ このほか、窓口業務のある機関、福祉施設、公の施設、空港管理事務所等においては、必要に応じ特別の勤務時間等を定めている。

(7) 休暇の状況

ア 年次休暇の取得状況

(平成16年 1月～同年12月)

区 分	対 象 人 数	使用可能日数	総使用日時数	1人当たり使用日時数
知 事 部 局 等	5,202人	201,411日	58,512日5時間	11日2時間
警 察 本 部	2,295人	88,819日	10,935日2時間	4日6時間
県教育委員会	4,350人	158,705日	42,262日4時間	9日6時間

※1 「知事部局等」とは、知事部局、労働委員会事務局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び企業局をいう。（以下の表において同じ。）

※2 「県教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含まない。

イ 育児休業、部分休業及び介護休暇の取得状況

(平成16年度)

区 分	育 児 休 業 (女性)			育 児 休 業 (男性)			部分休業 取得者数	介護休暇 取得者数
	取得可能者数	取得者数	取 得 率	取得可能者数	取得者数	取 得 率		
知事部局等	34人	33人	97.1%	170人	1人	0.6%	1人	1人
警 察 本 部	7人	7人	100.0%	38人		0.0%		
教育委員会	191人	173人	90.6%	213人		0.0%	3人	15人

※1 育児休業の「取得可能者数」とは、平成16年度に新たに育児休業が取得可能となった職員の数をいう。

※2 育児休業の「取得者数」とは、平成16年度に新たに育児休業を取得した者の数をいう。

※3 「教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含む(以下の表において同じ。)

ウ 休暇制度の概要

休暇の種類

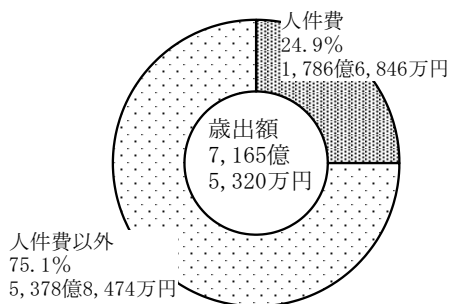
種 類	内 容
年次休暇	1年に20日(新規採用の年は、採用月に応じて定められた日数)与えられる。残日数は、翌年に繰り越すことができる。
病欠休暇	負傷又は疾病により療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。(主な特別休暇は、次の表のとおり。)
介護休暇	配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。

主な特別休暇

種 類	内 容 (日数等)
ボランティア休暇	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるときに与えられる。(年5日以内)
結 婚 休 暇	職員が結婚する場合に与えられる。(7日以内)
出 産 休 暇	女性職員が出産する場合に与えられる。(産前8週間及び産後8週間)
配 偶 者 出 産 休 暇	職員の妻の出産に伴い入院の付添い等をする場合に与えられる。(2日以内)
配偶者の出産に係る子の養育休暇	職員の妻が出産する場合で、子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる。(5日以内)
子の看護等休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等をする場合で、勤務しないことが相当と認められるときに与えられる。(年6日以内)
服 忌 休 暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が喪に服するときに与えられる。(親族区分により定める日数。最高で連続10日以内)
夏 季 休 暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため職員が勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる。(年5日以内)

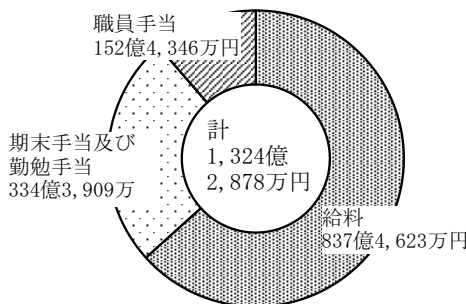
(8) 職員給与費の状況

I 人件費の状況  
(平成15年度普通会計決算)



※人件費には、知事等の特別職の給料及び報酬を含

II 職員給与費の内訳  
(平成17年度一般会計予算)



対象職員数18,893人 一人当たり701万円

※職員手当には退職手当は含まない。

(9) 特別職の給料及び報酬等の状況

区 分	給料及び報酬	期末手当		退 職 手 当	
		6月期	12月期	算 定 方 法	支給時期
知 事	1,270,000円 (1,206,500円)	1.6月分	1.7月分	給料月額×在職月数×80/100	任期毎
副 知 事	970,000円 (940,900円)	1.6月分	1.7月分	給料月額×在職月数×50/100	任期毎
出 納 長	820,000円 (811,800円)	1.6月分	1.7月分	給料月額×在職月数×40/100	任期毎
議 長	910,000円 (864,500円)	1.6月分	1.7月分	支給しない。	
副 議 長	810,000円 (785,700円)	1.6月分	1.7月分		
議 員	780,000円 (772,200円)	1.6月分	1.7月分		

※ 特例措置として、平成17年7月から平成18年6月までの給料及び報酬が減額されており、括弧内が減額後の額である。

3 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分及び懲戒処分を受けた職員の数

(平成16年度)

区 分	分限処分を受けた職員の数					懲戒処分を受けた職員の数				
	降 任	免 職	休 職	降 給	計	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知 事 部 局 等			25人		25人	3人	13人		2人	18人
警 察 本 部			22人		22人	2人	1人	1人	1人	5人
教 育 委 員 会			38人		38人	5人	8人	2人	3人	18人
計			85人		85人	10人	22人	3人	6人	41人

(2) 行為別の懲戒処分を受けた職員の数

(平成16年度)

行 為 区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
信 用 失 墜 行 為	1人	15人	2人	1人	19人
一 般 服 務 違 反	1人				1人
一 般 非 行		1人			1人
道 路 交 通 法 違 反 (職 務 遂 行 中)		1人			1人
道 路 交 通 法 違 反 (そ の 他)	2人	2人	1人	5人	10人
監 督 責 任	6人	3人			9人
計	10人	22人	3人	6人	41人

4 服務の状況

服務規律の確保に関する取組み

(平成16年度)

区 分	取 組 み の 概 要
知 事 部 局	平成16年6月 参議院議員通常選挙における服務規律の確保について (通知) 平成16年7月 職員の綱紀の保持について (通知) 平成16年8月 不祥事防止のための職員の家族への手紙について (通知) 平成16年12月 職員の綱紀の保持について (通知) 平成16年12月 職員の倫理保持に関する指針の制定
警 察 本 部	平成16年6月 秋田県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令の一部改正
教 育 委 員 会	平成16年5月 教職員の不祥事について (通知) 平成16年7月 飲酒運転等不祥事の根絶について (通知) 平成17年1月 職員の倫理保持に関する指針の運用について (通知)